

財務諸表に対する注記（法人全体用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
・建物並びに器具及び備品一定額法
- (3) 引当金の計上基準
・退職給付引当金一期末要支給額により計上する

3. 重要な会計方針の変更

当会計年度から「社会福祉法人会計基準制定について」（平成23年7月27日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連盟通知）に基づき処理している。

4. 法人で採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度に加入。対象となる職員は、9名である。
独立行政法人 医療福祉機構に加入。対象となる職員は、3名である。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）
当法人においては、社会福祉事業のみ実施のため省略している。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 法人運営事業拠点（社会福祉事業）
 - 「法人運営」
 - 「緊急生活物資買付貸付金事業」
 - 「配食サービス事業」
 - イ 共同募金配分金事業拠点（社会福祉事業）
 - 「高齢者福祉活動費」
 - 「障害児・者福祉活動費」
 - 「児童・青少年福祉活動費」
 - 「住民福祉活動費」
 - 「歳末たすけあい配分金事業」
 - ウ 移送サービス支援事業拠点（社会福祉事業）
 - エ 総合福祉センター運営事業拠点（社会福祉事業）
 - オ ホームヘルプサービス事業拠点（社会福祉事業）
 - 「訪問介護事業（介護保険法）」
 - 「居宅介護支援事業（介護保険法）」
 - 「居宅等介護事業（総合支援法）」
 - 「移動支援事業（総合支援法）」
 - 「要介護認定調査受託事業」
 - カ 障害者相談支援事業事業拠点（社会福祉事業）
 - 「障害者相談支援センターるーぷる」
 - 「直轄地区自立支援協議会事務局」
 - 「サービス利用計画作成」
 - キ 資金貸付事業拠点（社会福祉事業）
 - 「生活福祉資金貸付事業」
 - 「臨時特例つなぎ資金貸付」
 - ク 基金運営事業拠点（社会福祉事業）

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
固定資産				
基本財産				
土地	5,607,660			5,607,660
建物	26,938,311		3,734,054	23,204,257
定期預金	1,000,000			1,000,000
投資有価証券				
合計	33,545,971		3,734,054	29,811,917